

平成26年(行ク)第1号 救済命令執行停止の申立て事件(本案事件:当庁平成26年(行ウ)第4号)

決定

申立人 詫間港運株式会社
相手方 香川県
同代表者兼処分行政庁 香川県労働委員会

主文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

理由

第1 申立ての趣旨

処分行政庁が平成26年2月10日付けで申立人に対してした不当労働行為救済命令(以下「本件救済命令」という。)のうち別紙主文第1項,第3項及び第4項は,本案事件の判決確定までその効力を停止する。

第2 事案の概要等

- 1 本案事件は,処分行政庁が,申立人従業員が加入する全日本港湾労働組合四国地方香川県支部(以下「本件組合」という。)による不当労働行為救済の申立てにつき,申立人による不当労働行為を認め,申立人に対し,労働組合法27条の12及び労働委員会規則43条に基づき,別紙主文のとおり命令したところ(本件救済命令),申立人が本件救済命令は違法であると主張して,その取消しを求めた取消訴訟である。

本件は,申立人が,行政事件訴訟法25条2項に基づき,本件救済命令のうち主文1項,3項及び4項により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるなどと主張して,本件救済命令の一部についての効力の停止を求めた事案である。

2 当事者の主張

本件申立ての理由は,別紙「執行停止申立書」(写し)及び平成26年4月17日付け「意見書」(写し)のとおりであり,これに対する相手方の主張は,別紙平成26年4月9日付け「意見書」(写し)のとおりである。

3 争点

本件につき,重大な損害を避けるため緊急の必要があるときに当たるか否か。

第3 当裁判所の判断

- 1 行政事件訴訟法25条2項本文は,「処分,処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」を執行停止の積極的要件とし,同条3項において,「裁判所は,前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては,損害の回復の困難の程度を考慮するものとし,損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。」と規定している。そうすると,「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」とは,処分を受けることによって申立人の被る損害が,

原状回復若しくは金銭賠償によるてん補が不能であるか、又は社会通念上、そのような原状回復、金銭賠償等で損害を回復させるのが容易でなく、若しくは相当でないと思われる程度に達して、そのような損害の発生が切迫しており、これを避けなければならない緊急の必要性が存在することをいうと解するのが相当である。

2 検討

(1) 本件救済命令主文1項について

ア 申立人は、本件組合が、本件救済命令の発令後、本件組合を脱退して他の労働組合に加入した従業員に対し、同命令の内容を曲解した書面を交付して、本件組合への復帰を働き掛けており、同命令の効力が維持されると、本件組合による脱退勧奨を助長し、申立人の従業員間で混乱が生じるなど申立人の業務に重大な支障が生じて、申立人が重大な損害を被るおそれがあると主張する。

しかし、申立人の上記主張は、抽象的な可能性を指摘するものにとどまり、本件で提出されている全疎明資料を精査しても、申立人に上記のような損害の発生が切迫しているとの点につき疎明されているということとはできない。処分の効力によりそのような損害を招くのかも疑問である。

イ また、申立人は、本件組合の書記長が申立人の競合会社（以下「本件競合会社」という。）に勤務していることなどから、貸借対照表及び損益計算書等の財務資料を本件組合に提示すれば、本件競合会社が申立人の内部資料を入手して、申立人が重大な損害を被るおそれがあると主張する。

しかし、申立人は、監査役設置会社であるところ、監査役設置会社においては、貸借対照表及び損益計算書等は、定時株主総会に提出、提供しなければならず、また、定時株主総会終了後、公告しなければならない計算書類であって（会社法435条2項、438条1項、440条1項参照）、このように、本件救済命令主文1項において提示が命じられている財務資料の性質に照らせば、申立人が主張する事情を踏まえても、上記資料を本件組合に提示することによって、原状回復や金銭賠償によるてん補が不能であるとか、社会通念上、容易若しくは相当でないと思われる程度に達する損害が発生すると認めることはできない。

(2) 本件救済命令主文3項について

次に、申立人は、本件救済命令主文3項について、本件組合が平成20年2月の希望退職募集時の出来事について、事実と異なる内容を書面に記載したこと、本件競合会社が、申立人代表者が事業閉鎖するつもりであると述べたなど事実と異なる内容を記載した本件組合の機関紙を、申立人の取引先に持参し、申立人との取引を本件競合会社に切り替えるよう働きかけたことなどから、申立人が同項を履行すれば、本件組合がそれを曲解した機関誌を発行することにより、申立人に対する社会的評価や経済的信用が

著しく毀損され、申立人が重大な損害を被るおそれがあると主張する。

しかしながら、本件競合会社が申立人の取引先に対して行った上記の働きかけについては、その経緯や具体的な内容を認めるに足りる疎明資料は提出されていない。また、申立人の上記主張を前提としても、本件救済命令主文3項は、申立人従業員である本件組合の組合員が、申立人から休業を命じられることがなかった場合の賃金と休業手当との差額の支払を命ずるものであるところ、その履行により、申立人が主張するような社会的評価や経済的信用の著しい毀損が生ずるとは到底いえないのであって、申立人の主張は理由がないことが明らかである。

なお、申立人は、本件救済命令主文3項についても前記(1)アと同様の主張をするが、これを採用できないことは前記のとおりである。

(3) 本件救済命令主文4項について

さらに、申立人は、本件救済命令主文4項について、前記(2)の事情に加え、同項が明らかな事実誤認に基づき、処分行政庁が認定していない事実を含み、本件組合が救済を求めているものについても記載したものであることなどから、本件組合がそれを曲解した機関誌を発行することにより、申立人に対する社会的評価や経済的信用が著しく毀損され、申立人が重大な損害を被るおそれがあると主張する。

この点、本件救済命令主文4項は、処分行政庁において、申立人が、その従業員に対して、労働組合法所定の不当労働行為を行ったことが認定された旨記載した書面の掲示を命ずるものであるところ、これを履行することにより、申立人の社会的評価や経済的信用が一定程度低下する可能性があることは否定し難いものの、本案事件における審理の結果、本件救済命令が取り消された場合には、本件救済命令の違法性が明らかとなるのであるから、社会通念上、社会的評価や経済的信用の回復は十分可能であると認めるのが相当である。

また、申立人が本件救済命令主文4項に係る認定判断についての誤りを指摘する点は、要するに同項の違法性を主張するものであるところ、かかる主張については、上記同様本案事件の審理において判断されるべき事項であり、本件救済命令の効力の停止を求める理由たり得ないというべきであるし、その余の主張については、前記(2)のとおりである。

3 結論

以上によれば、申立人の申立てには理由がないことが明らかであるから、これを却下することとして、主文のとおり決定する。

平成26年5月21日

高松地方裁判所民事部

(別紙)

主文

- 1 被申立人は、申立人に対し、平成19年度以降の貸借対照表及び損益計算書等の財務資料を提示し、その内容を説明するとともに、権限を有する代表者が出席した上で、以下の事項について、申立人と誠実に団体交渉をしなければならない。
 - (1) 平成23年夏季一時金
 - (2) 平成23年冬季一時金
 - (3) 平成24年4月以降の賃上げ
 - (4) 平成24年4月以降の夏季・冬季一時金
 - (5) その他上記事項に関連する事項
- 2 被申立人は、組合員に対し、会社の経営状況に関する従業員に対する説明会や仕事配分について組合員以外の従業員と差別的取扱いをすることなどにより、申立人の組織の弱体化を図り、運営に支配介入してはならない。
- 3 被申立人は、別表記載の申立人の当時の組合員（以下「別表組合員」という。）が、別表記載の日において、通常の業務を行い休業が命じられなかった場合に支払われたであろう賃金と別表組合員に支払われた休業手当の既支払額との差額相当額を別表組合員に対して支払わなければならない。
- 4 被申立人は、本命令書の写しの交付の日から1週間以内に、次の内容を55センチメートル×80センチメートル（新聞紙2頁大）の白紙に、明瞭に認識することができる大きさの楷書で記載した上で、被申立人会社内の従業員の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。

年月日

全日本港湾労働組合四国地方香川県支部

執行委員長 A 1 様

詫間港運株式会社

代表取締役 B 1

当社が行った下記の行為は、香川県労働委員会において、(1)については労働組合法第7条第1号及び第3号に、(2)ないし(4)については労働組合法第7条第2号及び第3号に、(5)及び(6)については労働組合法第7条第3号に、それぞれ該当する不当労働行為であると認められました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

記

- (1) 当社が、平成24年6月から12月までの間、貴組合の組合員であることを理由に、当該組合員に対しその他の従業員と異なる業務配分を行い、業務量に較差を生じさせたこと。
- (2) 平成23年5月17日から平成24年2月21日開催の団体交渉まで、同5月15日開催の団体交渉、平成25年2月1日開催の団体交渉から同年7月18日開催の団体交渉まで、当社代表取締役が「出たくない」との理由で、団体交渉に出席しなかったこと、また、平成24年5月25日付け及び同年6月22日付けの文書による貴組合からの団体交渉の申し入れに対し、同年5月31日付け及び同年6月28日付けの当社からの文書で、団体交渉に応じない旨回答し、団体交渉を拒否したこと。

- (3) 平成23年8月8日以降、貴組合が要求した経営状況把握のために必要な資料について、速やかに提出又は開示せず、平成24年5月15日開催の団体交渉において、既に提出済みの資料について十分な説明ができなかったこと及び同8月9日に提出することを約束した出勤簿をその後の団体交渉において提出しなかったこと。
- (4) 平成24年7月13日開催の団体交渉において、当社代表取締役が真意でないにもかかわらず、貴組合に対して事業閉鎖を示唆する発言を行ったこと。
- (5) 当社が貴組合と昭和59年4月1日付けで合意した労働協約に基づきユニオン・ショップ協定が締結されているもとで、労使間の紛争が継続している中、平成23年10月19日に貴組合員等を対象に開催した説明会において、当社の代理人が、「組合を脱退する自由がある」との説明を行ったこと。
- (6) 平成24年3月29日に当社が貴組合員等を対象に開催した説明会において、当社が、「組合が転職等の面倒をみる」と説明し、貴組合の組合員に対して転職を促がしたこと。

(注：年月日は、文書を掲示した日を記載すること。)

- 5 被申立人は、第2項を除く前各項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない。
- 6 その余の申立てを棄却する。

別表
(省略)

別紙

執行停止申立書

平成26年4月1日

高松地方裁判所 御中

申立人代理人

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

執行停止申立事件

申立ての趣旨

- 1 処分行政庁が平成26年2月10日付けで申立人に対してした不当労働行為救済命令のうち主文第1項、第3項及び第4項は、本案事件の判決確定までその効力を停止する。
- 2 申立費用は相手方の負担とする。

との決定を求める。

申立ての理由

第1 経過等

1 当事者

- (1) 申立人は、港湾運送業や貨物自動車運送業等を営む株式会社である。
- (2) 全日本港湾労働組合四国地方香川県支部（以下「本件組合」という。）は、個人加盟の労働組合であり、申立人の従業員の中にも本件組合の組合員が存在する。

2 本件組合の申立て及び香川県労働委員会における審査等

- (1) 本件組合は、平成24年8月10日、香川県労働委員会（以下「処分庁」という。）に対し、不当労働行為救済の申立てをした（香労委平成24年（不）第3号詫間港運不当労働行為救済申立事件。以下「本件事件」という。）。
- (2) 本件事件に関し、処分庁において、平成24年10月30日から平成25年3月1日まで4回にわたる調査が行われ、同年5月9日から同年9月25日まで5回にわたる審問が行われた結果、処分庁は、平成26年2月10日、別紙記載のとおり不当労働行為救済命令を発し（以下「本件命令」という。）、申立人代理人らは、同月17日、本件命令を記載した命令書（以下「本件命令書」という。）の写しを受領した。

3 申立人による本件命令取消訴訟提起と訴訟係属

申立人は本件命令の取消しを求めて平成26年3月18日、不当労働行為救済命令取消訴訟を高松地方裁判所に提起し、同庁に係属した。

第2 行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）上の要件について

1 重大な損害を避けるため緊急の必要があること（行訴法25条2項）

(1) 本件命令主文第1項について

ア 同項は申立人が本件組合に対して、平成19年度以降の貸借対照表及び損益計算書等の財務資料を提示し、その内容を説明することを命じるものである。

イ しかし、訴状記載のとおり、処分庁の認定・判断に誤りがあり、本件命令が違法であることは明らかである。

ウ また、以前、平成20年の希望退職募集時に資料を本件組合に提示した際、申立人は、会社の業績に関する資料であり外部に漏れると申立人の信用が害されるおそれがあるとして、組合員に対する説明をした後は回収することを本件組合が了解した上で本件組合に渡していたところ、実際は本件組合が申立人の了解を得ずにコピーを取っていたという出来事があった。このような経緯に加え、本件組合の書記長が申立人の競合企業に勤務していることに鑑みれば、仮に申立人の財務資料を本件組合に提示してしまうと、申立人の競合企業が申立人の内部資料を入手することになり、申立人と本件組合との団体交渉以外の目的に使用されて申立人が重大な損害を被るおそれがある。

エ さらに、本件命令の効力があることを前提に、本件組合は本件命令書写しが交付された後、以前本件組合の組合員であった複数の従業員（現在は別の労働組合に所属している。）に対して、本件命令書の内容を曲解して記載し、本件組合への復帰を働きかけるような書面を既に個別に渡している。かかる状況において本件命令の効力が維持されてしまうと、本件組合が他の労働組合の組合員に更なる脱退勧奨を行い、本件組合と他の労働組合との間に対立や軋轢が生じ、申立人の従業員間で混乱が発生し、申立人の業務に重大な支障が生じて、申立人が重大な損害を被るおそれがある。

オ したがって、重大な損害を避けるため緊急の必要がある。

(2) 本件命令主文第3項について

ア 同項は申立人が本件組合の当時の組合員に対して、休業が命じられていなかった場合に支払われたであろう賃金と休業手当の既支払額との差額相当額を支払うことを命じるものである。

イ しかし、訴状記載のとおり、処分庁の事実認定に明らかな誤りがあるなどその認定・判断が違法であることは明らかである。

ウ また、申立人が平成20年2月に希望退職を募集する旨の説明会を行った後、本件組合の組合員3名が、申立人代表者に対して「組合員全員で相談した結果、みんな会社を辞めます。」と言ってきたので、申立人代表者が、「みんな会社を辞めても構わない。」と回答したところ、当該3名の組合員は、何も言わずに申立人の会社事務所を出て行ったという出来事があった。申立人代表者は、平成23年4月20日の団体交渉の際、平成20年の希望退職募集時の話になったので、上記出来事の話をしたところ、本件組合が、平成20年の上記出来事について、内容を変えた上、あたかも平成23年の出来事であるかのように、書面の中で表現するなどしていた。

エ さらに、全日本港湾労働組合の機関紙（平成24年8月1日付け）の記事において、本件組合のA1委員長が、同年7月5日以後の交渉（同月13日の交渉）について、単に「その交渉では事業閉鎖するつもりであると言い、全く解決する気が感じられませんでした。」と記載するのみで、事実と異なる上、同交渉時において、申立人代表者が社長の職を辞する場合の前提条件として述べた申立人の借金返済や従業員への退職金支払については、一切書かれていなかった。そのため、本件組合の書記長が勤務する会社が、同月6日、上記機関紙を持参して申立人の取引先へ行き、同紙の記事を見せながら、申立人が事業閉鎖をするので仕事を本件組合の書記長が勤務する会社にさせてほしいと言ってきたという連絡が申立人の取引先から申立人にあった。

オ また、前述したとおり、本件命令の効力があることを前提に、本件組合は本件命令書写しが交付された後、以前本件組合の組合員であった複数の従業員（現在は別の労働組合に所属している。）に対して、本件命

令書の内容を曲解して記載し、本件組合への復帰を働きかけるような書面を既に個別に渡している。かかる状況において本件命令の効力が維持されてしまうと、本件組合が他の労働組合の組合員に更なる脱退勧奨を行い、本件組合と他の労働組合との間に対立や軋轢が生じて申立人の従業員間で混乱が発生し、申立人の業務に重大な支障が生じるおそれがある。

カ これらの事情に加え、前述のとおり、本件組合の書記長が申立人の競合企業に勤務していることからすると、申立人が上記差額相当額の金員の支払を履行してしまうと、本件組合が機関紙などを使ってその事実を曲解して伝える蓋然性が高く、それにより申立人に対する社会的評価や経済的信用が著しく毀損されるなど申立人が重大な損害を被るおそれがある。

キ したがって、かかる重大な損害を避けるため緊急の必要がある。

(3) 本件命令主文第4項について

ア 同項は処分庁において申立人の行為が不当労働行為であると認定され、今後当該行為を繰り返さないようにする旨を記載した書面の掲示を命じるものである。

イ しかし、訴状記載のとおり、処分庁の認定・判断に誤りがあり、本件命令が違法であることは明らかである。

ウ また、本件命令主文第4項で掲示を命じている書面(以下「掲示命令書面」という。)は訴状記載のとおり、明らかな事実誤認に基づくもの、処分庁が認定していない事実を含むもの、本件組合が救済を求めているものについてまで記載したものを内容とするものであるから、このような内容の掲示命令書面を一度掲示してしまうと、上記(2)「本件命令主文第3項について」で記載した出来事や本件組合の書記長が申立人の競合企業に勤務していることから明らかなように、本件組合の組合員のみならず申立人の競合企業や取引先にまでその内容が歪曲して伝わる蓋然性が高く、それにより申立人に対する社会的評価や経済的信用が著しく毀損されるなど申立人が重大な損害を被るおそれがある。

エ また、前述のとおり、本件命令の効力があることを前提に、本件組合は本件命令書写しが交付された後、以前本件組合の組合員であった複数の従業員(現在は別の労働組合に所属している。)に対して、本件命令書の内容を曲解して記載し、本件組合への復帰を働きかけるような書面を既に個別に渡している。かかる状況において本件命令の効力が維持されると、本件組合が他の労働組合の組合員に更なる脱退勧奨を行い、本件組合と他の労働組合との間に対立や軋轢が生じ、申立人の従業員間で混乱が発生し、申立人の業務に重大な支障が生じて、申立人が重大な損害を被るおそれがある。

オ したがって、かかる重大な損害を避けるため緊急の必要がある。

2 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとはいえないこと（行訴法 25 条 4 項前段）

本申立書で記載した事情に鑑みれば、本件申立てによる本件命令の効力の停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとはいえないことは明らかである。

3 本案について理由がないとはいえないこと（行訴法 25 条 4 項後段）

申立人は本件命令の取消しを求めて平成 26 年 3 月 18 日、不当労働行為救済命令取消訴訟を高松地方裁判所に提起しており、同庁に提出した訴状記載のとおり、本件命令は違法であって取り消されるべきものであるから、本案について理由がないとはいえないことは明らかである。

疎明方法

（省略）

添付書類

（省略）

（別紙）

当事者目録

申立人	詫間港運株式会社
相手方	香川県
上記代表者兼処分行政庁	香川県労働委員会

（別紙）

（「本件救済命令」主文に同じ。）

別紙

平成 26 年（行ク）第 1 号 救済命令執行停止の申立て事件
（本案：平成 26 年（行ウ）第 4 号 救済命令取消請求事件）

申立人 詫間港運株式会社

相手方 香川県

処分庁 香川県労働委員会

意見書

平成 26 年 4 月 17 日

高松地方裁判所民事部合議 A 係 御中

申立人代理人

相手方の平成 26 年 4 月 9 日付け意見書（以下「相手方意見書」という。）に対する申立人の意見は以下のとおりである。

第 1 相手方意見書第 2 項 1 について

1 同イについて

処分庁の認定・判断には誤りがあり,本件命令は違法である。

2 同ウについて

(1) 同 及び について

相手方は,本件組合の当時(平成 20 年)の執行委員長であった A 2 氏(以下「A 2 氏」という。)の陳述書を根拠として挙げているが,同陳述書は,申立人が本件事件で先に提出した第 1 準備書面の主張に対して平成 24 年 11 月 27 日付けで作成されたものであり, A 2 氏の一方的な主張である上,本件事件において A 2 氏に対する尋問が行われたわけでもない。

また,人件費計算書は,本件組合が一方的に受領を拒否したのであり,コピーを禁止する以前の問題である。

さらに,経営状況説明書類については,本件組合の一方的な主張に申立人が苦慮していた状況で,本件組合の A 1 委員長が「前回の合理化のとき,社長が丁寧につくっていただいて,...それと同じような資料を出していただいたら,全部納得します。」と述べたことから,申立人が熟慮し,本件組合との問題が解決できるならばと考えた結果提出したものである。

加えて,申立人代理人は,上記経営状況説明書類を本件組合に提示する際,労働者の賃金計算もしており個人情報であるので,取扱いには気を付けるようにと注意を促している。

これらの事情を踏まえれば,相手方の主張は失当である。

(2) 同 及び について

相手方の主張は一般論であり,申立人と本件組合の書記長が勤務する企業の場合,単に競合会社というだけではなく,従前から関係が良くないというものであることから見ても,本件の具体的な事情を看過したものである。

また,相手方は,これまで申立人が提出した資料を本件組合等が目的外に使用した証拠がない旨主張しているが,本件以前は,平成 20 年の合理化時に提出した資料を除き,申立人は資料を提出しておらず,本件組合からも資料の提出を求められたことはないのであり「申立人から提出された財務資料」の数自体が少ないのであるから,「財務資料について目的外使用を行ったことを証明する証拠はない。」とする相手方の主張は理由にならない。

(3) 同 について

相手方は,本件組合が一定の配慮をした根拠として, A 1 委員長が本件事件第 2 回審問において「書記長はずしてもかまんから,私に見せてくれと,いうことは,申し上げた。こちらから,申し上げました。」と述べたことを挙げているが, A 1 委員長は平成 24 年 1 月 30 日の団体交渉(申立人が前記経営状況説明書類を提出する直前の団体交渉)において上記のような発言をしておらず,相手方の主張は A 1 委員長の供述を鵜呑みにし

たもので失当である。

(4) 同 について

相手方は「東京都労委平成13年(不)第21号事件」を挙げているが、本件とは事案を異にする上、客観的資料を何ら提示しなかった上記事案とは異なり、申立人は人件費の具体的な金額を示しており、売上額を示すなど本件組合が要求した内容に沿った資料(平成20年の合理化時に提出した資料と同等の資料)を提出している。

(5) 同 について

前述のとおりであり、争う。

3 同工

(1) 同 について

本件組合が曲解している箇所を挙げると、まず、本件組合は「社長が団体交渉に出席した上で、全港湾と誠実な交渉をしなければならない。」と述べているが、本件命令では「権限を有する代表者が出席した上で」となっている(傍点は申立人代理人が付した。)

次に、「会社は弁護士と結託して行った、間違った内容の説明会」と述べているがそのような認定は本件命令書にはない。

また、処分庁が本件組合の請求を棄却している部分があるにもかかわらず、本件組合は「この他にも、全港湾が主張したすべてにおいて公平公正な立場である香川県労働委員会が、会社が悪いと判断しました。」「今回労働委員会で完全に会社のやり方が間違っていると判断された内容の救済命令」と述べている(傍点は申立人代理人が付した。)

さらに、本件組合を脱退した従業員の解雇を請求しているのは本件組合であるにもかかわらず、本件組合は同組合を脱退した従業員に対して「会社の本質は今回の会社がしてきている様々な行為でわかるように、気に食わない者は会社を辞めさせるようにしたり」と述べている(傍点は申立人代理人が付した。)

加えて、「当事者の主張と要旨」について、「被申立人(会社)の主張」の説明として「会社の言い訳が記載されている。」「会社の言い訳が書かれている。」などと述べている(傍点は申立人代理人が付した。)

(2) 同 について

そもそも申立人は、支配介入や不利益取扱などを行っていない。

また、本件組合への復帰を働きかける書面は、本件組合を脱退した全ての従業員に配布されているのではない。すなわち、A1委員長が脱退経緯を具体的に主張し、本件組合を脱退して新たに別組合を立ち上げた従業員には配布されていない。これは、本件組合が、同組合を脱退した従業員の中でも、別組合を立ち上げた従業員と、後から当該別組合に加入した従業員とを意図的に区別しているということであり、A1委員長が当該別組

合をあたかも「御用組合」であるかのように一方的に思い込んでいることも踏まえると、当該別組合の組合員に応じて書面交付の有無を異にすることで、同組合内部において軋轢を引き起こす行為を本件組合は既に行っているといえる。

さらに、本件組合は、その後も複数回にわたって、本件組合を脱退して別組合に加入した従業員に対し、本件組合への復帰を働きかけるような書面を渡してきている。

本件組合が他の労働組合の組合員に更なる脱退勧奨を行うことへの危惧は執行停止申立書でも述べていたが、案の定、本件組合は更なる脱退勧奨を現実に行ってきたしており、しかも、わざわざ本件組合の団体交渉の状況を別組合の組合員に伝えているのであって、本件組合と他の労働組合との間に対立や軋轢が生じ、申立人の従業員間で混乱が発生し、申立人の業務に重大な支障が生じて、申立人が重大な損害を被るおそれは一層強まっている。

(3) 同 について

前述のとおりであり、争う。

第 2 相手方意見書第 2 項 2 について

1 同イについて

処分庁の認定・判断には誤りがあり、本件命令は違法である。

2 同ウについて

相手方は、「同ウについては、本件命令とは関連性がない。」と主張しているが、執行停止申立書の当該箇所の主張は、従前述べた機関紙での記載と同様、申立人代表者の発言について本件組合が事実と全く異なる書面作成行為を従前から行っている事実を摘示しており、申立人の行為を曲解して捉えて本件組合が上記と同様の行為を行う蓋然性が高いことを示す根拠となるものである。

3 同エについて

(1) 同 及び について

ア まず、平成 24 年 1 月 30 日の団体交渉でも、A 1 委員長の「もう、今の会社、全部たたんでしまうということ。」との質問に対し、申立人の代理人弁護士は「いや、だから、状況によってはです。」と答え、「ただ、私は別に、会社の解散に向けて、今、事務とっているわけじゃないですからね。」「ただ、具体的に、そういう方向に、今動いているわけじゃないです、それは。」と明確に述べている。

イ 次に、平成 24 年 2 月 21 日の団体交渉でも、A 1 委員長の「ほんなもう、撤退して、あそこ、事業閉鎖すると。」との質問に対し、申立人の代理人弁護士は「いや、そういう事態になればね。」と明確に述べている。

ウ また、平成 24 年 7 月 13 日の団体交渉でも、申立人代表者はあくま

で「いやほなけん土地が売れたら言いよるやん。」「銀行が仕舞いになるんやったら売ってもええでとか言うて。」と前提条件を述べている（傍点は申立人代理人が付した。）

エ そもそもここで問題とされている機関紙の記載は平成24年7月13日の団体交渉に関するものであるところ、前述のとおり、申立人と本件組合の書記長が勤務する企業の場合、単に競合会社というだけではなく、従前から関係が良くないというものである上、本件事件で争われた問題について当時申立人と本件組合の意見が対立する状況であった。

そのような状況下で、本件組合のA1委員長が、平成24年7月13日の交渉について、申立人代表者が社長の職を辞する場合の前提条件として述べた申立人の借金返済や従業員への退職金支払等について重要事項であるにもかかわらず一切触れないまま、単に「その交渉では事業閉鎖するつもりであると言い、全く解決する気が感じられませんでした。」と機関紙に記載したものである。

そして、その機関紙の記載を根拠として、本件組合の書記長が勤務する会社が、上記機関紙を持参して申立人の取引先へ行き、上記記載の記事を見せながら、申立人が事業閉鎖をするので仕事を本件組合の書記長が勤務する会社にさせてほしいとやってきたのである。

なお、上記機関紙の記載について、申立人代表者が同年8月9日、会社の借金と社員の退職金の支払等の前提部分について記載しなかったことをA1委員長に問いただした際、A1委員長は「何を？それはええやん、別に開かないそれは。」「前提どうのこうのでなくて、その間違っていない事はちゃんと抜いて、私はまあ肉付けするんも嫌やから。ちゃんと聞いて、ちゃんと肉付けせんと書いとる。」「それはその文章の問題であって、私は社長が言うた言葉だけは抜いとる。」「言うたこと一番大事なとこだけ抜いとるだけや。」などと弁解し、「機関誌に載せるいう事、この行動やって機関誌に載せる事が何が問題あるんな。我々組織内の機関誌に載せる事が何が問題がある。」などと主張して話をすり替えている。

(2) 同 について

「当該競合会社は、たまたま機関紙を見て申立人の取引先に赴いた」と相手方も述べているように、少なくとも、本件組合の書記長が勤務する会社が上記機関紙を持って申立人の取引先に来たという事実は相手方も認めており、本件組合のA1委員長が記載した書面が本件組合の組合員だけでなく競合会社等にまで影響力を有していることは明らかである。

4 同才について

前述(第1項の3)のとおりであり、脱退勧奨する書面交付の繰り返しにより、本件組合と他の労働組合との間に対立や軋轢が生じ、申立人の従業員間で混乱が発生し、申立人の業務に重大な支障が生じて、申立人が重大な損

害を被るおそれは一層強まっていることも前述のとおりである。

5 同力について

(1) 同 について、

前述のとおり、申立人と本件組合の書記長が勤務する企業の場合、単に競合会社というだけではなく、従前から関係が良くないというものである上、本件事件で争われた問題について申立人と本件組合の意見が対立する状況であった。

そのような状況下で、本件組合のA1委員長が、平成24年7月13日の交渉について、申立人代表者が社長の職を辞する場合の前提条件として述べた申立人の借金返済や従業員への退職金支払等について重要事項であるにもかかわらず一切触れないまま、単に「その交渉では事業閉鎖するつもりである」と言い、全く解決する気が感じられませんでした。」と機関紙に記載したものである。

そして、その機関紙の記載を根拠として、本件組合の書記長が勤務する会社が、上記機関紙を持参して申立人の取引先へ行き、上記記載の記事を見せながら、申立人が事業閉鎖をするので仕事を本件組合の書記長が勤務する会社にさせてほしいと言ってきたのである。

(2) 同 について

前述(第2項の3)のとおりであり、脱退勧奨する書面交付の繰り返しにより、本件組合と他の労働組合との間に対立や軋轢が生じ、申立人の従業員間で混乱が発生し、申立人の業務に重大な支障が生じて、申立人が重大な損害を被るおそれは一層強まっていることも前述のとおりである。

第3 相手方意見書第2項3について

1 同イ

処分庁の認定・判断には誤りがあり、本件命令は違法である。

2 同ウ

(1) 同 について

掲示命令書面は訴状記載のとおり、明らかな事実誤認に基づくもの、処分庁が認定していない事実を含むもの、本件組合が救済を求めているものについてまで記載したもの等を内容とするものである。

(2) 同 について

掲示命令の内容が本件組合により歪曲されて伝えられる蓋然性が高いことは、従前述べたとおり、本件組合が事実と異なる内容の書面を作成したり、本件組合のA1委員長が機関誌に事実と異なる記載をしたりしていることや、本件命令書の内容を曲解した書面を本件組合が既に交付していることから明らかである。

また、脱退勧奨する書面交付の繰り返しにより、本件組合と他の労働組合との間に対立や軋轢が生じ、申立人の従業員間で混乱が発生し、申立人の業務に重大な支障が生じて、申立人が重大な損害を被るおそれは一層強まっていることも前述のとおりである。

さらに、ここで特に危惧されるのは本件組合が歪曲した事実が申立人の取引先へ伝わることであり、仮に救済命令が取り消された場合に掲示命令書面が取り消された旨を掲示命令書面と同様の方法で掲示したとしても、申立人の取引先が当該掲示を見ることは現実的ではなく、社会的評価や経済的信用は金銭賠償によって回復することは困難である。

(3) 同 について

和解の打診に当たって、処分庁が申立人の社会的評価や経済的信用が毀損されないようにしたとする主張については、申立人は不知である。

また、本件事件においてユニオンショップ協定の効力について申立人と本件組合とでは意見が対立していたのであるから、その点について申立人の考えを述べることは和解を検討する上でも何ら問題ない。

さらに、和解は双方が合意に至らなければ当然成立しないところ、和解に関して本件組合が処分庁に対して具体的にどのような主張をしていたのかについて申立人は詳細が把握できないので、申立人の主張だけが理由となって和解が成立しなかったのかどうかは不明である。

3 同工

前述のとおりであり、争う。

第4 相手方意見書第2項4について

1 同 について

処分庁の認定・判断には誤りがあり、本件命令は違法であるから、そのような本件命令の効力を停止するために本件申立てを行うことが、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとはいえないことは明らかである。

2 同 について

乙第13号証はA1委員長の一方的な主張であり、この内容について具体的にA1委員長への尋問が行われたわけでもない。

3 同 について

処分庁の認定・判断には誤りがあり、本件命令は違法である。

疎明方法

(省略)

添付書類

(省略)

別紙

平成26年(行ク)第1号 救済命令執行停止の申立て事件

申立人 詫間港運株式会社

相手方 香川県

処分庁 香川県労働委員会

意見書

平成26年4月9日

高松地方裁判所民事部合議A係 御中

上記相手方処分庁代理人

記

申立ての趣旨に対する意見

- 1 申立人の本件申立てを却下する。
 - 2 本件申立費用は、申立人の負担とする。
- との決定を求める。

申立ての理由に対する意見

第1 「申立ての理由」第1について
認める。

第2 「申立ての理由」第2について

- 1 同1項（重大な損害を避けるため緊急の必要があること）の(1)（本件命令主文第1項について）について
 - ア 同アについては、認める。
 - イ 同イについて、処分庁の認定・判断に誤りはなく、本件命令は適法である。
 - ウ 同ウについては、次のとおり反論する。

平成20年の希望退職募集時に申立人から提出された資料について、申立人は本件組合が申立人の了解を得ずにコピーを取っていたと主張する。

しかし、当時の組合執行委員長A2が「(申立人から)組合員に対する説明をした後に回収させてほしいとの要請はされなかった。」と陳述している。

また、平成23年6月28日の団体交渉において申立人が本件組合に提出した人件費計算書は、顧客ごとの取引単価を実名で記載したものであり、貸借対照表及び損益計算書等の財務資料と比較すれば、はるかに秘密とすべき内容であることは明らかであるところ、申立人から本件組合に対し同計算書のコピーを禁止するような対応はしていないこと、また、平成24年2月21日の団体交渉において申立人が経営状況説明書類を本件組合へ提出した際、申立人から組合員に対する説明をした後に同説明書を回収させてほしいとの要請がなかったことを考慮すると、平成20年当時の前記資料についても同様に、組合員に対する説明をした後に回収させてほしいとの要請はなかったものと推測され、申立人の主張は重大な疑問がある。

次に、本件組合の書記長が競合企業に勤務していることについて、そもそも本件組合のような全国の港湾労働者が参加する産業別に組織する組合においては競合企業に勤務する者が組合役員となることが当然に予想されることであるから、本件組合のような形態の労働組合に

において「団体交渉で財務資料が目的外に使用される危険がある」との理由で財務資料の開示を全面的に拒否できるとするならば、そもそもまともな団体交渉はできなくなってしまうことになる。

さらに、本件組合のように組合役員が競合企業に勤務していた場合においても、本件組合または組合役員が申立人から提出された財務資料を目的外に使用することは、通常考えられない。

また、実際上も、これまで本件組合または組合役員が申立人から提出された財務資料について目的外使用を行ったことを証明する証拠はない。

なお、申立人と競合企業との関係については、本件事件の第2回審問において、本件組合のA1委員長が申立人と競合企業との折り合いがよくない事情を十分に考慮しつつ、「書記長はずしてもかまんから、私に見せてくれと、いうことは、申し上げた。こちらから、申し上げました。」と発言し、申立人の財務資料が競合企業に渡ったりすることがないように安堵させ、申立人の危惧に対し一定の配慮を行っている。

そもそも、株式会社では貸借対照表等の要旨を決算公告で行うことが一般的であり、また、本件では申立人の従業員の仕事量が増大し4年ぶりに株主配当を行ったにもかかわらず申立人からの業績不振を理由とする「ゼロ回答」に対し、本件組合から申立人の業績を示す財務資料を提出させて説明を求めるものであり、申立人が貸借対照表・損益計算書等の財務資料による説明を怠ったことなどにより不誠実団交であると認定・判断したものである。

なお、団体交渉において貸借対照表・損益計算書等の財務資料を示さず、根拠を説明しなかったことに対して、過去においても例えば、東京都労委平成13年(不)第21号の協和出版販売事件など、不当労働行為であると認定された事例も多い。

以上より、申立人が主張するような重大な損害を被るおそれはない。

エ 同工については、次のとおり反論する。

申立人は、本件組合が元組合員に出した書面が本件命令書の内容を曲解して記載されているものであると主張する。

しかし、同書面の内容は、概ね命令書どおりであり、特に曲解して記載しているとは思われない。

また、申立人は、本件組合が以前本件組合の組合員であった複数の従業員に対して本件組合への復帰を働きかけるような書面を個別に渡しており、他の労働組合の組合員に更なる脱退勧奨を行い、本件組合と他の労働組合との間に対立や亀裂が生じ、申立人の従業員間で混乱が発生するおそれがある旨主張する。

しかし、本件書面の内容は、申立人による支配介入、不利益取扱(休業指定)などにより脱退した元組合員に対して元に戻るべく要望したにすぎないものであり、直接且つ強引に面談を強請し復帰を勧誘する

などの行為があればともかく、同書面程度のものでは、ことさら強引に復帰すべく勧誘したものと認められない。

実際上も、組合間または従業員間（組合員間）の対立等により申立人の業務に支障が生じたことを証明する証拠はない。

したがって、組合間に対立、亀裂が生じて申立人の業務に支障が生じるとは考えられない。

以上より、組合間または従業員間（組合員間）で対立、混乱等により、業務に重大な支障が生じるおそれがあるとは考えられない。

したがって、重大な損害を避けるため緊急の必要はまったくない。

2 同1項（重大な損害を避けるため緊急の必要があること）の(2)（本件命令主文第3項について）について

ア 同アについては、認める。

イ 同イについて、処分庁の認定・判断に誤りはなく、本件命令は適法である。

ウ 同ウについては、本件命令とは関連性がない。

エ 同エについては、次のとおり反論する。

申立人は、全日本港湾労働組合が発行した機関紙の記事において、本件組合のA1委員長の平成24年7月13日の団体交渉の内容に関する記事内容が、単に「その交渉では（申立人が）事業閉鎖するつもりである」と言い、全く解決する気が感じられませんでした。」と記載するのみで事実と異なる旨主張する。

しかし、申立人がこれまで本件組合との団体交渉において「事業閉鎖するつもりである」旨の発言を繰り返してきたことは事実である。

すなわち、平成24年1月30日の団体交渉において、A1委員長の「もう、つぶすなり、何なりしてくれい」ことかとの質問に対し、代理人弁護士が「社長としては、そういうつもりがあるんでしょうね。私のほうに対しては。」「もう会社はやめてもいいようなことを言いますから。」と発言し、また、同年2月21日の団体交渉において代理人弁護士が「社長としては、本当はもう、従業員にね、こんな将来がどうなるか分からん会社よりは、次の何かいい就職先を、もうそろそろ探したほうがいいんじゃないかと。そういうふうに本当は言ってほしいというぐらい、言ってます。」「事業から撤退というか、まあ、会社自体が、あの、もう廃止するということでしょう、それは。」と発言し、さらに、同年7月13日の団体交渉において、B1社長が「会社も存続する気あんまりないし、私。」「土地もなんか売ってくれるとか買いたい言う話があるし。土地が仕舞い出来たらもう私、仕舞いしようと思ひよるけん。」「土地が売れたら言いよるやん。会社は整理する。」「この前他の業者さん来て、あそこ売ってくれんのか言うて、銀行が仕舞いになるんやったら売ってもええでとか言うて。単価これだけやったら社員の退職金も払えるし、私は出来たら仕舞いしたいと

思うんでと。ほんだらこの価格で話してええかとか言うて、ええでと
かって言っとるきん。」と発言している。

したがって、これらの経緯を考慮すれば、本件組合としては、単に
「その交渉では（申立人が）事業閉鎖するつもりであると言ひ、全く
解決する気が感じられませんでした。」と上記機関紙に記載したことは
至極当然なことであり、不当なものとはいえない。

なお、申立人は、「本件組合の書記長が勤務する会社が、同月6日、
上記機関紙を持参して申立人の取引先へ行き、同紙の記事を見せなが
ら、申立人が事業閉鎖をするので仕事を本件組合の書記長が勤務する
会社にさせてほしいと言ってきたという連絡が申立人の取引先から申
立人にあった。」旨主張するが、当該競合会社は、たまたま機関紙を
見て申立人の取引先に赴いたに過ぎず、本件組合または書記長が行っ
たことを証明する証拠はない。

オ 同オについては、前記第2の1のイのとおりである。

カ 同カについては、次のとおり反論する。

申立人は、平成24年8月9日の団体交渉でもわかるように、本件
組合と競合会社とが結託して会社をつぶしにかかろうとしている旨邪
推したものであるが、本件組合は当然にこれを否定しており、また、
実際上もこれを証明する証拠はない。

申立人は、「本件組合が機関紙などを使って事実を曲解して伝える蓋
然性が高く、それにより申立人の社会的評価、経済的信用が著しく毀
損され重大な損害を被るおそれがある」と主張するが、前記第2の2
のイのとおり、申立人の社会的評価、経済的信用が著しく毀損される
など申立人が重大な損害を被るおそれがあるとは認められない。

したがって、かかる重大な損害を避けるため緊急の必要はまったく
ない。

3 同1項（重大な損害を避けるため緊急の必要があること）の(3)（本件命
令主文第4項について）について

ア 同アについては、認める。

イ 同イについて、処分庁の認定・判断に誤りはなく、本件命令は適法で
ある。

ウ 同ウについては、次のとおり反論する。

本件命令主文第4項で掲示を命じられている書面（以下「掲示命令
書面」という。）は、後日提出する本案事件の答弁書記載のとおり、
申立人が主張する「明らかな事実誤認に基づくもの、処分庁が認定し
ていない事実を含むもの、本件組合が救済を求めているものについ
てまで記載したもの等を内容とするもの」ではない。

申立人は、掲示命令書面が一度掲示されると「本件組合の組合員の
みならず申立人の競合企業や取引先にまでその内容が歪曲して伝わる
蓋然性が高く、それにより申立人に対する社会的評価や経済的信用が

著しく毀損されるなど申立人が重大な損害を被るおそれがある。」と主張する。

しかし、掲示命令書面の内容が歪曲して伝わるか否かは不明であり、その蓋然性が高いことを証明する証拠はない。

また、本件命令は申立人に対し掲示命令書面の掲示を命ずるものに止まり、掲示命令書面の掲示は、記載行為が処分庁において不当労働行為と認められたとするものであり、後日、万が一にも救済命令が取り消された場合は、申立人において掲示命令書面が取り消された旨を掲示するなどの方法により、社会的評価や経済的信用の回復は可能である。

そもそも、掲示命令書面の掲示により、申立人の会社としての存立が危うくなるか、あるいは申立人に社会通念上、金銭賠償をもって回復できないような損害を生じさせるような場合以外は、重大な損害が生じるとは認めがたい。

さらに、本件組合の活動により申立人の事業に多大な支障が生じるとの証拠もないし、仮に本件組合活動が活発化するとしても、それは本件命令が発令されたこと自体の影響によると認められ、本件命令の執行により掲示命令書面が掲示されることとは関係がないのである。

よって、申立人の社会的評価、経済的信用が著しく毀損されるなど申立人が重大な損害を被るおそれがあるとはいえない。

なお、本件事件の手続中、処分庁は、申立人の社会的評価や経済的信用が毀損されないよう、平成25年8月21日に開催した審問において、和解の意向を打診し、同年9月13日に和解試案を示したところ、申立人は、同年9月25日に開催した第5回審問において、ユニオン・ショップ協定が有効であることを前提とする和解案は受け入れられないとの理由で拒否し、和解が成立しなかった経緯がある。

エ 同工については、前記第2の1の工のとおり反論する。

したがって、かかる重大な損害を避けるため緊急の必要はまったくない。

4 同2項（公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとはいえないこと）及び同3項（本案について理由がないとはいえないこと）について

処分庁としては、本件事件について、本件命令のとおり不当労働行為に該当することが明らかであり、同不当労働行為に対して速やかに対応することが正常な労使関係の維持、発展を図るために必要不可欠であると考えるので、正当な理由なく本執行停止の申立てを認めることは公共の福祉に重大な影響を及ぼすものとする。

なお、本件救済申立て後、平成25年8月5日までにおける申立人・本件組合間の経過は、次のとおりである。

平成24年12月19日より平成25年8月5日まで申立人・本件組合間の団体交渉は行われている。その間、B1社長は年末で忙しいとの

理由で出席せず、B2顧問らに対応しているが、団体交渉において妥結を見出そうと協議しても、会社側（申立人）は「労働委員会の決定に従う」「労働委員会からの是正等の命令が下されたら、謝罪と直ちに是正する」と発言し、団体交渉で問題を解決する意欲が全くない対応を続けている。

最後に、処分庁としては、本件事件について、十分に審理を尽くして認定・判断したものであり、本案については理由はない。

以上